

事故等発生（処理）報告書

本報告の対象期間

令和8年2月 ～ 令和8年5月

報告日程 及び 報告案件数

1. 総務文教常任委員会 令和8年6月23日(火)
報告案件数：3件（No.1～No.3）
2. 厚生消防常任委員会 令和8年6月24日(水)
報告案件数：7件（No.4～No.10）
3. 経済建設常任委員会 令和8年6月25日(木)
報告案件数：2件（No.11～No.12）

恵庭市組織マネジメント推進本部

（事務局：総務部職員課）

事故発生要因の分類について

発生した事件・事故について、当事者及び所管課による詳細な分析を通して複合、若しくは潜在している事故等発生原因の明確化をはかる。

また、明確化された発生要因別に対処方策を講じることにより、今後における同類事故の再発防止や新たな事故発生防止の取り組みを推進する。

今回の事件・事故等件数12件 / 今年度の累計件数12件

1.事故の種別

事故等分類	今回	累計
A.自動車運転に関する事件・事故		
B.市関連施設の事故	3	3
C.事務的ミスに関する事故	7	7
D.保育園・学童クラブ等における事故	2	2
E.その他事故		
合 計	12	12

2.事故の発生要因（原課分析）

大区分	小区分	今回	累計
1.人的要因	① 決裁等チェック機能不全	4	4
	② 認識・確認不足	4	4
	③ 理解不足	1	1
	④ 知識（スキル）不足	2	2
	⑤ 引継ぎの不徹底	1	1
	⑥ 慣れ・過信	6	6
	⑦ コミュニケーション・連携不足	2	2
	⑧ 性格・行動		
	⑨ その他		
	小計	20	20
2.設備・ツール(道具)・手順等不備要因	① 機器等の故障・整備不良		
	② 機器等の操作性が悪い	1	1
	③ 煩雑な手順・事務フロー		
	④ マニュアル未整備・未更新		
	⑤ 研修不足		
	⑥ 不適切なファイリング、データ管理		
	⑦ その他	2	2
	小計	3	3
3.環境要因	① 調整不足		
	② 残業常態化、業務集中疲労、集中力欠如		
	③ 整理整頓されていない執務環境		
	④ 危険箇所の見過ごし		
	⑤ 作業導線の不備		
	⑥ その他	1	1
	小計	1	1
合 計		24	24

【総務文教常任委員会所管案件】

1	発生・発覚年月日	令和7年12月10日	所管部・課	総務部税務課
件名	市民税の課税誤り			
市民等への直接的影響	年金生活者支援給付金の支給遅延、納付不要な税金の納付			
状況	母親の「年金生活者支援給付金」が、世帯内に課税者がいるとの理由で不支給になっているが、生活保護世帯であるとの問い合わせがあった。調査したところ、令和7年1月に行った市民税の賦課業務において、生活保護のデータが正常に取り込まれず課税世帯になっていたことが判明した。 この時の事務処理により、そのほかに5人の方の誤賦課が判明した。 誤賦課の人数及び額：6人、68,500円 ・年金生活者支援給付金不支給となった方：1人 ・非課税により還付金が発生した方：5人、24,200円			
事故対応	・対象者に謝罪し、事故の経緯とこの後の事務処理について説明した。 ・年金生活者支援給付金不支給となった方に対しては、日本年金機構との連携データを修正し、令和8年2月に支給決定された。 ・還付金が発生した方に対する還付処理を完了させた。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足 1-④知識（スキル）不足 2-②機器等の操作性が悪い	・改めてシステムの使用方法について理解を深め、十分に確認のうえ事務を進めるよう指導した。 ・本件の事故要因となったポイントを、マニュアルの作業時の確認事項に追記し、確実に引き継ぎながら再発防止を図る。			

2	発生・発覚年月日	令和8年1月23日	所管部・課	教育部教育総務課
件名	入学決定通知書の誤送付			
市民等への直接的影響	個人に被害が及ぶ可能性のある、保護すべき情報を送付した			
状況	母親からDV支援措置申請（相手方への住民票等写しの交付などが制限される措置）があり、その対象児童になっている児童に係る入学決定通知書を、相手方（離婚した父親）宛てに送付した。 母親と児童の世帯は昨年12月に市内で転居しており、所管課は、住所の移動情報は学齢簿システムに反映させたが世帯主の変更を失念したため、通知書の宛先が相手方の住所・氏名で印字され、そのまま発送した。 また所管課は、市民課から1月9日付けでDV支援措置の該当者はいない旨の報告を受けていたが、それ以降、入学決定通知書発送日までの期間における新たなDV支援措置者の情報照会はしていなかった。当該母親は、この期間にDV支援措置申請をしていたこともあり、誤発送を防ぐことができなかった。			
事故対応	・保護者に経緯の説明と謝罪をし、改めて入学決定通知書を送付することを伝え理解をいただいた。 ・相手方が受け取った入学決定通知書は3月14日に返却された。 ・学齢簿情報の総点検を実施した。 ・5月21日に学校に状況を確認したところ、問題なく学校生活を送っているとのことだった。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-⑥慣れ・過信	・課員にチェックの強化を改めて指導した。 ・課内で、入力やチェック時に見落とししやすい事項を確認した。			

3	発生・発覚年月日	令和8年5月13日	所管部・課	教育部教育施設課
件名	草刈り作業中の物損事故			
市民等への直接的影響	個人の財産に損害を与えた			
状況	学校業務主事が、学校敷地内の草刈り作業を行っていたところ、刈払い機による飛び石が隣接道路を通行中の車両に当たり、助手席側ドアバイザーとガラスを破損させた。 事故発生時、被害者は急用があり立ち止まらず走行を継続したが、その後、被害者から学校に連絡が入り事故発生を覚知した。			
事故対応	・学校からの報告後、現場を確認し損傷部の破片を回収した。 ・車両の損傷部分と破片を照合し被害車両であることを確認した。 ・被害者に謝罪をするとともに、損害については全国市長会学校災害賠償補償保険で補償することとした。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-⑥慣れ・過信	・飛散防止ネットを使用するなど、「学校業務主事安全作業マニュアル」に基づいた作業の徹底について再度、指導した。 ・他の小中学校業務主事にも同様の指導をした。			

【厚生消防常任委員会所管案件】

4	発生・発覚年月日	令和8年2月13日	所管部・課	生活環境部市民課
件名	住民記録台帳の記載漏れ			
市民等への直接的影響	不正確な書類を交付した			
状況	旧氏記載のある方の転入届を受理後、住民記録台帳に入力する際、旧氏の入力を漏らしたため旧氏記載のない住民票（写し）を交付した。 なお、本人によるマイナンバーカードの更新手続きと、住民記録台帳の修正が同日だったことから、マイナンバーカードには旧氏が記載されることとなった。			
事故対応	・本人に電話で謝罪をし、旧氏記載のある住民票（写し）を交付するとともに、交付済みの住民票（写し）を回収した。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-④知識（スキル）不足	・課員にチェックの強化を改めて指導した。 ・課内で、入力やチェック時に見落とししやすい事項を確認した。			

5	発生・発覚年月日	令和8年3月10日	所管部・課	生活環境部市民課
件名	住民記録台帳の誤入力			
市民等への直接的影響	不適切な手続きを行った、保険料納入方法の変更手続きが必要になった			
状況	2月24日に受理した死亡届をもとに住民基本台帳を整理する際、亡くなった方の配偶者を当事者として入力した。税務課から、市民課から提供された戸籍と住民基本台帳のデータが異なっている旨の連絡があり、誤入力に気付いた。 そこで、配偶者の国民年金の支給に向けて年金事務所と調整した結果、継続支給されることになったが、令和8年度に係る後期高齢者医療保険と介護保険料の国民年金特別徴収解除の事務処理は完了していたため、これら保険料については納付書、若しくは口座振替による納付に変更となった。（後日、本人と調整し令和8年度は口座振替とした。） なお、仮徴収（前年所得が未確定の期間の暫定保険料）となる第1期保険料は、本事故の発生以前にシステム処理が完了していたことから、国民年金から特別徴収された。 ・特別徴収額：後期高齢者医療保険2,000円、介護保険料2,900円			
事故対応	・本人に誤入力について説明し謝罪をした。 ・2月24日に遡り住民基本台帳を修正した。 ・年金事務所に連絡し配偶者の国民年金の支払いが継続されるよう調整した。 ・特別徴収された保険料は還付する。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-⑥慣れ・過信	・入力やチェック時に見落とししやすい事項について課内で確認した。 ・入力時の審査及び翌日の審査チェック体制の厳格運用を指示した。			

6	発生・発覚年月日	令和8年4月1日	所管部・課	生活環境部市民課
件名	住民基本台帳への入力誤り			
市民等への直接的影響	不正確な書類を交付した			
状況	転入届を受理した方の住民記録台帳における性別登録を誤り、そのまま住民票を交付した。翌日、誤入力に気づいたことから、住民基本台帳の性別を修正するとともに住民票を再発行し、交付済みの住民票と差し替えた。 なお、マイナンバーカードや国民健康保険、国民年金等には影響がなかった。			
事故対応	・翌日、本人に連絡し、経緯の説明と謝罪をした。 ・交付済み住民票の差し替えを依頼した。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-⑥慣れ・過信	・入力やチェック時に見落とししやすい事項について課内で確認した。 ・繁忙期の当日チェックにおいても慌てずに、間違いがあるかもしれないという意識を持ち行うよう指導した。			

7	発生・発覚年月日	令和8年4月15日	所管部・課	生活環境部恵み野出張所
件名	市税の誤収納			
市民等への直接的影響	過大な額を受け取った			
状況	4月15日午前中に3人の方が固定資産税を納入され、それぞれ帰宅されたあと職員により受領額を確認したところ1万円過納付となっていた。 納付された方と納入額の確認をしたが過納付された方の特定はできなかったため、3人の自宅を訪問し過納付された方を特定した。			
事故対応	・納付された方3人の自宅を訪問し、納入額の確認をした。 ・特定された過納付された方に過納付分をお返し謝罪をした。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-⑥慣れ・過信	・ダブルチェック後、納入確認書にサインし、ファイルする。 ・一定件数の取り扱い後に所長等が、納入確認書や現金等のチェックをする。 ・レジ精算前に所長が、金種別集計表合計額と現金額等のチェックをする。			

8	発生・発覚年月日	令和8年4月30日	所管部・課	保健福祉部国保医療課
件名	高額療養費の支払い遅延			
市民等への直接的影響	支払いが遅延した			
状況	令和8年4月分の高額療養費の支払い（口座振替）を4月30日に行う旨の文書を4月17日に対象者に向けて送付していたが、事務処理の遅延により5月8日の支払いになった。 人事異動時の事務引継ぎの不徹底が原因である。 ・対象者：311人 ・支払い総額：2,984千円			
事故対応	4月30日付文書で謝罪と支払日を変更する旨の通知をした。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-②認識・確認不足 1-③理解不足 1-⑤引継ぎの不徹底 1-⑦コミュニケーション・連携不足	・事務引継書及びマニュアルを再確認し事務の流れを把握する。 ・職員間（会計年度任用職員含む）での相互チェック体制を再構築する。			

9	発生・発覚年月日	令和8年2月4日	所管部・課	子ども未来部子ども政策課
件名	学童クラブ児童のけが			
市民等への直接的影響	けがによる肉体的苦痛、通院等による日常生活への影響			
状況	小学校体育館での活動が終わり集合させる際に、児童の一人が転倒し左足甲部の痛みを訴えた。翌日、保護者による医療機関受診の結果、左足甲部を剥離骨折との診断から、通院加療が必要となった。			
事故対応	・転倒後、痛みを訴えていた患部を冷やした。 ・保護者に連絡をし状況を説明し迎えを依頼した。 ・治療費は加入するスポーツ安全保険で対応する。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-⑥慣れ・過信	・慌てずに行動するよう指導員から声かけをする。 ・全体把握ができる位置に職員を配置する。			

10	発生・発覚年月日	令和8年4月9日	所管部・課	子ども未来部子ども政策課
件名	賞味期限切れおやつを提供			
市民等への直接的影響	保護者に不安を与えた			
状況	学童クラブの児童から、提供されたおやつ賞味期限が過ぎているとの報告があった。期限切れのおやつは4人に提供し、うち3人が完食していた。 翌日に、学童クラブから体調に問題がある児童はいなかった旨の報告があった。			
事故対応	・未喫食のおやつを回収した。 ・迎えにきた保護者には直接、帰宅済み児童の保護者には電話により事情を説明し、謝罪するとともに児童の体調変化への注意をお願いした。 ・事業者から、児童の保護者全員に謝罪と状況説明の文書を配信した。 ・全学童クラブに対して注意の徹底を指示した。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-①決裁等チェック機能不全 1-②認識・確認不足	・提供時に支援員によるダブルチェックを徹底し記録をする。 ・品目別の賞味期限一覧表を作成し、定期的にチェックする。			

【経済建設常任委員会所管案件】

11	発生・発覚年月日	令和8年3月28日	所管部・課	経済部花と緑・観光課
件名	「えにわファミリーガーデンりりあ」内での事故			
市民等への直接的影響	けがによる肉体的苦痛、通院等による日常生活への影響			
状況	同施設のアクティブエリア内に敷設しているマット上で、ポリエチレン製の遊具から飛び降りた児童（5歳）がバランスを崩し倒れた際、右手首にけがを負った。その後、保護者による医療機関診察の結果、右手首の骨折・手術により1日入院し、3週間程度の自宅療養となった。			
事故対応	・施設スタッフにより右腕への添え木や三角巾による固定措置をするともに、市内医療機関に受診に向けた連絡を入れた。 ・保護者により医療機関に搬送した。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
1-⑦コミュニケーション・連携不足 2-⑦その他 3-⑥その他	・保護者等に向けて、利用時の安全管理についての注意喚起を徹底する。 ・注意事項等の掲示内容を精査する。 ・危険性の高い遊び方を例示するなどの注意表示を増設する。 ・児童に向けて、スタッフによる安全な遊び方への誘導や、巡回ルートの再点検、混雑時の死角エリアの最小化に取り組む。			

12	発生・発覚年月日	令和8年3月10日	所管部・課	水道部上水道課
件名	水道設備（仕切弁）によるけが			
市民等への直接的影響	けがによる肉体的苦痛			
状況	歩行者が、歩道に設置された水道設備（仕切弁）に躓き転び、両ひざの擦り傷と右手の指を打撲するけがを負った。仕切弁は路面より約5cm突出しており、突出の原因は凍上によるものと考えられる。 なお本事故を受けて、水道仕切弁の総点検を実施した。			
事故対応	・連絡を受け、ただちに現場確認と応急処置を講じた。 ・当事者に謝罪をし、医療費は水道賠償責任保険で対応することとした。 ・歩道内仕切弁を総点検し、段差解消等の措置を講じた。			
原因分析	行った（今後行う）改善措置			
2-⑦その他	毎年、雪解け後の時期に歩道内仕切弁の点検を実施する。			